

【保安業務実施状況報告に係る注意事項】

- ① 保安業務資格者の必要人数を記載する。(保安業務資格者算定表を確認する。)
- ② 「保安業務計画書に記載した数」は、更新認定通知等を確認するなどし、認定を受けている一般消費者等の数を記載する。
- ③ 「保安業務を行うべき数」は、報告する事業年度の末日現在における、自社で保安業務を実施しなければならない数を記載する。
※他の保安機関への委託分は除く。
※集合住宅の場合は、棟数ではなく部屋数を計上する。
- ④ 「当該事業年度に保安業務を実施した数」は、報告する事業年度の1年間において、自社で実際に保安業務を実施した数を記載する。
※集合住宅の場合は、棟数ではなく部屋数を計上する。
- ⑤ () は、保安業務を受託している場合に記載する。
- ⑥ 他の保安機関へ点検・調査を委託していた場合でも、自社で点検・調査を行った場合には報告書に計上する。
※この場合、液化石油ガス販売事業報告においても自社分として計上する。

〈再調査〉

消費設備が技術上の基準に適合していない場合、消費者へ通知後、1ヶ月を経過した日以降5ヶ月以内に、再調査を行わなければならない。再調査を行った場合には、当初の点検・調査を実施件数に計上するとともに、再調査の実施件数も計上する。

※再調査でも改善が確認できなかった場合、1年に1回以上の通知を続けなければならない(H29.4.1施行)。

〈拒否数〉

一般消費者等の承諾を得ることができず点検・調査を行えなかった場合には、拒否数として報告書に計上する。点検・調査を拒否された場合、次回の法定期限が到来するまで、点検・調査を行う義務はなくなるが、料理飲食店、旅館、学校、病院その他これらに類する施設については、販売事業者に対して協力を要請し、販売事業者は点検・調査の承諾を得られるよう努めなければならない。

※拒否により点検・調査を行えなかった場合、帳簿に記載しなければならない。

〈不在数〉

1ヶ月を超える期間にわたって3回以上訪問し、尚かつ、その都度、連絡票により次回の訪問予定を知らせている場合などは、調査拒否と同様、次回の法定期限が到来するまで調査を行う義務がなくなる。この場合、報告書へは不在数として計上する。

※やむを得ず消費設備の調査を不在として処理する場合でも、供給設備の点検は実施しなければならない。

※連絡票の控えを残すなどし、訪問した経過を記録として残すことが必要である。

※あらかじめ点検・調査の日時を連絡したり、一般消費者等に都合のいい調査日時を設定したり、前回と別の曜日に再訪問を行うなど、訪問時に不在である確率を減らす努力が必要である。

※詳しくは、LPガス保安技術者向けWebサイト(高圧ガス保安協会HPからアクセス)に掲載されている『LPガス保安業務ガイド(点検・調査編)』のP11、P12を参考のこと。

- ⑦ 緊急時対応とは、緊急時連絡に対応して現場へ出動し、状況確認や安全の確報等を行う業務であり、当該業務の実施件数を計上する。
- ⑧ 緊急時連絡とは、電話等によりガス漏れや火災等の情報を受け、指示や助言等を行うとともに、必要に応じて、保安機関や消防等への出動要請を行う業務であり、当該業務の実施件数を計上する。
※緊急時連絡を受けた保安機関と、現場に出動した保安機関が同一の場合には、「緊急時対応」と「緊急時連絡」の両方に計上する。